

男女共同参画会議（第58回） 議事要旨

日時：令和元年6月4日（火）17:00～17:22

場所：総理大臣官邸4階大会議室

【出席者】

議長	菅	義偉	内閣官房長官
議員	石田	正敏	総務大臣（代理 鈴木 淳司 総務副大臣）
同	山下	貴司	法務大臣
同	麻生	太郎	財務大臣（代理 うへの 賢一郎 財務副大臣）
同	柴山	昌彦	文部科学大臣
同	吉川	貴盛	農林水産大臣（代理 小里 泰弘 農林水産副大臣）
同	山本	順三	国家公安委員会委員長
同	片山	さつき	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
同	青井	浩	株式会社丸井グループ代表取締役社長
同	佐藤	博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
同	高橋	史朗	麗澤大学大学院特任教授・モラロジー研究所教授
同	辻村	みよ子	明治大学法科大学院教授
同	納米	恵美子	全国女性会館協議会代表理事
同	松田	美幸	福津市副市長
同	芳野	友子	日本労働組合総連合会副会長
同	吉村	美栄子	山形県知事
出席者	渡辺	博道	復興大臣
同	原田	憲治	防衛副大臣
同	新谷	正義	厚生労働大臣政務官
同	石川	昭政	経済産業大臣政務官
同	工藤	彰三	国土交通大臣政務官
同	勝俣	孝明	環境大臣政務官
同	杉田	和博	内閣官房副長官

【議事次第】

1 開会

2 議題

「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」について

3 閉会

【配布資料】

資料 1－1 「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項
～「女性活躍加速のための重点方針 2019」の策定に向けて～（案）」概要

資料 1－2 「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項
～「女性活躍加速のための重点方針 2019」の策定に向けて～（案）」

1. 開会

2. 議題

「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」について

○ 重点方針専門調査会長の佐藤議員より、資料に沿って、重点取組事項の案の説明があった。資料1-1

○ 説明を受け、有識者議員から以下のような意見が述べられた。

(青井議員)

- ・ 当社の「女性活躍推進プロジェクト」のKPIの一つが「男性社員の育児休業取得」。部下が上司に子供の誕生を報告した際に、これまでの「よかったね、おめでとう」に「育休はいつから取るの」という一言を付け加えることにしただけで、2年前から100%を達成できるようになった。

(高橋議員)

- ・ 児童虐待死の事例報告によれば、児童虐待死のほぼ半数は子供の存在の拒否などの親自身の問題であるということが明らか。「重点取組事項」にある表現では不十分ではないか。
- ・ 児童虐待問題について科学的知見に基づく指導・支援のできる「家庭教育専門職」の養成と配置が緊急課題。

(辻村議員)

- ・ 今年は、第4次男女共同参画基本計画の最終年であり、これまでの成果と課題を検証する必要。
- ・ 「重点方針2018」からは安全・安心の問題が冒頭になったが、「重点方針2019」においても、セクハラ対策など根源的な視点に立った政策が必要である。
- ・ 昨年法律が制定された政治分野についても、今後政策に当たって重視していただきたい。

(納米議員)

- ・ DVへの対応について、児童相談所と配偶者暴力支援センターが共同歩調をとってケースワークしていくことが重要。
- ・ 児童虐待の重大事例の検証の際に、DVの観点がどのように盛り込まれているのか等について具体的に検証していただきたい。

(松田議員)

- ・ 不合理な待遇差を解消することは、女性の働き方の選択肢を増やすとともに、女性の貧困の防止にもつながり、SDGsの達成に貢献する重要な視点。
- ・ 質の高い高等教育を受ける機会の少なかった年代や世代の女性たちに、デジタル価値を高める施策が必要。
- ・ 在留外国人女性労働者に対するハラスメントへの対応や、困難な状況に陥った在留

外国人女性労働者を支援する民間のNPOやNGOへの財政支援を進める必要。

(芳野議員)

- ・ 今年のILO総会における「職場におけるあらゆる暴力とハラスメントの根絶」に関する条約について、日本政府の条約の支持、国内法での禁止規定の整備を求める。
- ・ 男性中心型労働慣行が色濃く残る中で、長時間労働の是正、固定的性別役割分担意識の払拭が、女性活躍加速には不可欠。

(吉村議員)

- ・ 放課後児童クラブについて、低所得者層や多子世帯に対して利用料の軽減措置を創設していただきたい。
- ・ 雇用の場以外においてもセクハラ禁止を明文化し、パワハラも含めたあらゆるハラスメントを社会全体で根絶していくことが必要。政府で開発するライフプランニング教育プログラムにもその視点を盛り込み、全ての子供が学ぶようにすべき。

○ 続いて、閣僚等から、以下のような発言があった。

(柴山文部科学大臣)

- ・ 文部科学省においては、
 - 男女が差別なく、将来の多様な進路や職業等の選択を可能にするための教育プログラム等の開発
 - 学校教育分野の女性活躍推進の観点からも重要となる学校における働き方改革
 - 女性の社会参画を支援するリカレント教育の充実を進めていく。
- ・ 加えて、
 - 科学技術・学術分野における女性人材の育成・支援
 - スポーツ分野における女性の活躍促進
 - 女性差別などの不適切入試を受けて策定した公正確保のためのルールの周知徹底

等にも取り組んでいく。

(新谷厚生労働大臣政務官)

- ・ 厚生労働省では、主に次の3つの分野に取り組む。
 - 「女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現」のため、女性活躍推進法等の改正法を踏まえた、職場におけるセクシュアルハラスメント対策の推進や、予期せぬ妊娠などにより、不安を抱えた若年妊婦への支援などを進める。
 - 「あらゆる分野における女性の活躍」のため、改正法を踏まえた女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定等の取組の推進や、女性医師等支援の強化など、女性が活躍しやすい環境の整備に取り組む。
 - 「女性活躍のための基盤整備」としては、子育て・介護の基盤整備などを推進する。

○「重点取組事項」について決定した。

○最後に、菅議長（内閣官房長官）から締めくくりの挨拶として、以下の発言があった。

- ・ 有識者議員及び専門調査会委員の皆様にも、これまで精力的な御議論をいただいた。
- ・ 「重点取組事項」の策定に向けては、①人生100年時代において、多様な選択を可能とする社会の構築、②安全・安心な暮らしの実現、③生産性向上・地方創生といった観点から御検討いただき、
 - 人生100年時代を見据えた女性の学び直しや就業への支援
 - 昨今の児童虐待問題に対するDV対応と児童虐待対応との連携強化や、民間シェルター等における被害者支援のための支援強化
 - 官民連携型プラットフォームを通じた女性にとって魅力的な地域づくりに向けた取組の推進
 - 女性活躍推進法の改正を踏まえた、中小企業への行動計画の策定支援や女性活躍情報の「見える化」の深化といった、女性活躍を加速するために、今まさに取り組むべき施策が盛り込まれている。
- ・ この「重点取組事項」は、6月中旬に開催予定の「すべての女性が輝く社会づくり本部」において、「重点方針2019」として、最終決定されることとなる。関係閣僚におかれては、本部決定に向け、引き続き御協力をお願いする。

以上